



巻頭言

理事 増田 知代

2年弱の見習い期間を経て、この度理事に就任させていただきました。
重責が果たせるか不安ですが、できることから取り組んで行きたいと思っています。

家裁調査官として、非行をおこした少年と家族等に面接し、過ちを繰り返さないためにはどうすればよいかを考えたり、父母離婚時の子の監護や面会交流で対立している親御さんやお子さんや関係機関の方から話を聞いたり、成年後見人をつけたいご本人と面接したり、様々な年齢や立場の方々と会って話を聞き、裁判官に報告する仕事を30年続けています。病気、障害、貧困等様々なハンディを抱えた家庭で犠牲になりやすい弱い立場の方々に寄り添い、少しでも明るい道と一緒に探したいという気持ちで仕事をしています。

ハンディのある子どもを育てる中で出会った仲間たちと20年近く続けている「親の会活動」（たんぽぽネットワークおよびチューリップの会）も、私のライフワークです。「ふつう」が通用しない子育ては、明日が見えにくいばらの道、滅入ることもたくさんあります。そんな時は親仲間に愚痴ったり、いっそのこと笑い話にして元気回復。回復したら、勉強や趣味を深めたり、ボランティアやパートで子どもの支援に関わったり。

義務教育時代にはじっとしていられなくて教室から飛び出したり、学校になじめない時期があった子どもたちも、自分にあった進路を見つけるとそれぞれに落ち着き、後輩世代の子どもたちの良きお兄さん、お姉さんとなり、自信をつけていきます。

弱い立場で孤立して悩む人を、支援や良きつながりにつなぐ。支えられて嬉しかったこと、役に立ったサポートは、次世代にまたつないでいく。

福祉オンブズの活動もそのようなところにつながっていると思えるので、微力ながら、できることをできる限り行っていきたくと思っています。よろしくお願いします。

人権相談 受付中！

電話による相談は、毎週日曜日午前10時から午後3時まで。当法人のホームページからメール相談も受け付けてます。当法人の相談員が福祉サービスでの人権問題を一緒に考えます。

TEL：080-2885-4322 ホームページ URL：<http://f-onbuzu.com/>

Eメールアドレス：f.ombuds.okayama@gmail.com

第 11 回定時総会報告

本年 5 月 26 日(日)に、特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」(以下当法人)の第 11 回の定時総会を開催しました。昨年に引き続き、通常通りの対面開催で行うことができました。当日、会場にご来場および書面表決いただいた会員の皆様、本当にありがとうございました。

今回の定時総会時の会員数は 54 名、うち出席会員数は 32 名(出席 11 名、評決書面提出 21 名)出席率 59.3%で会員数の過半数を得て、定款に基づき総会成立をみました。

議長に前原氏(前理事)が選出され、議案書に基づき進行されました。

1) 第 1 号議案「2023 年活動報告」・第 2 号議案「2023 年度決算報告および監査報告」

藤井理事より「2023 年度活動報告」を説明しました。以下、報告内容の概要です。

(1) 福祉・医療サービス人権相談事業

- ・2023 年度も毎週日曜日に電話相談日を設けました。
- ・今年度対応した相談としては、有料老人ホームにおける不適切ケア、虐待案件の事案に取り組みました。

(2) 調査研究事業

- ・2023 年度は、「岡山県における高齢者・障害者世帯に対するごみ出し支援制度の実態調査」を行いました。調査結果は、2024 年 1 月 22 日に開催された第 28 回岡山県保健福祉学会で発表しました。

(3) 人材育成事業

- ・第 10 回定時総会(2023 年 5 月 28 日)記念講演として、初代「福祉オンブズおかやま」代表の奥津亘さんに「どうする福祉オンブズおかやま」と題しお話をしてもらいました。
- ・福祉に関わる話題をオンラインで話し合う「福祉オンブズカフェ」を隔月で計 5 回(第 11 回～第 15 回)行いました。参加者は、延べ 51 人でした。今年度開催した各回のテーマ等は表の通りです。
- ・人権・福祉講座(令和 5 年度岡山市人権啓発活動補助金事業)を 3 月 30 日に開催しました。「障害者にとって本当の相談支援専門員とは一伴走型支援を目指して」と題し、石関里美さん(保護者・当事者・たんぽぽネットワーク会員)と山本博宣さん(岡山市障害者基幹相談支援センター主任相談支援専門員)のお二人に登壇していただきました。

(4) 情報公開事業

- ・SNS(Facebook)及び当法人公式ホームページに活動予告並びに告知を行いました。日曜の電

話相談（計 46 回）や福祉オンブズカフェ（オンライン、計 5 回）、人権・福祉講座といった活動情報を掲載しました。

・第 15 回福祉オンブズおかやまカフェ（3 月 9 日実施）の話題提供パートを動画配信（YouTube）にて試験的に公開しました。

・他にも、相談案件（有料老人ホームの件）に関する行政情報開示請求を岡山市に行いましたが、一部非開示の決定を受けました。

(5) 出版事業

・2023 年度調査研究事業で取り組んだ「岡山県における高齢者・障害者世帯に対するごみ出し支援制度の実態調査」の報告書を作成しました。報告書は、各自治体関係者に送付しました。当法人のホームページでも無料ダウンロードできます。

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

・「令和 5 年度岡山市人権啓発活動補助金」を獲得しました。この補助金は、2023 年度人権福祉講座に充てることができました。

以上の内容が、評決書面および出席者の賛成により承認されました。

神崎理事から「2023 年度決算」の報告がありました。そして、梶原監事より監査報告の報告があり、理事の業務執行並びに経営の状況および財産の状況に関し、適正に処理されている旨が報告されました。評決書面および出席者の賛成により、承認されました。

回数	テーマ	日にち	話題提供者
第 11 回	帰る家、安心を支える活動の現場から	7 月 22 日（土）	新名雅樹さん（NPO 法人岡山きずな相談員）
第 12 回	強度行動障害について知ろう — どうすれば、うまくいく？ —	9 月 23 日（土）	川西大吾さん（社会福祉法人職員）
第 13 回	岡山市母子政策の過去と現在 について現場から伝えたいこと	11 月 25 日（土）	能勢睦江さん（保健師）
第 14 回	始動！おかやま精神医療 アドボケイトセンター — その入院、長すぎませんか —	1 月 27 日（土）	則武 透さん（弁護士）
第 15 回	「岡山県のごみ出し支援制度の実態報告」 （調査研究事業）	3 月 9 日（土）	藤井宏明（当法人副理事長）

2) 第3号議案「2024年度活動方針(案)」、第4号議案「2024年度予算(案)」

藤井理事より「2024年度活動方針(案)」の説明がありました。以下、説明内容です。

(1) 福祉・医療サービス人権相談事業

- ・毎週日曜日に実施している相談活動を継続します。
- ・毎週の相談活動日への問い合わせが減少傾向にあることが明らかになりました。そこで、相談事業をはじめとする当法人の活動を関連団体・法人との連携を図りながら周知していきます。

(2) 調査研究事業

- ・2024年度は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(2005年施行)に基づく各自治体の虐待防止対策の可視化を目的とした調査を行います。明らかになった調査結果は、岡山県保健福祉学会等の公共の場で発表を行います。調査報告書も各自治体に送付し、制度運用の改善のための提言とします。

(3) 人材育成事業

- ・2024年度も「定時総会記念講演」(年1回)、「人権・福祉講座」(年1回)を対面形式で行います。
- ・2か月に1回行ってきた「福祉オンブズカフェ」を4か月に1回に変更します。コロナ禍において注力をしてきたオンラインイベントから、福祉・医療サービス人権相談事業等の他事業への充実を図るために事業間バランスを見直します。
- ・2024年度は、診療報酬、介護報酬、そして障害者福祉サービス等の報酬改定が行われました。特に介護保険における在宅サービスへの報酬が減ったことにより、地域で暮らすことへの不安が増しています。そこで、今年度の人権・福祉講座は介護報酬改定による地域生活を考える場とします。

(4) 情報公開事業

- ・電話相談、カフェ、他イベントにつき告知・報告を当法人および内閣府ホームページ/SNS上で発信します。
- ・電話相談や各種講座につき、SNS(Facebook)と公式サイトで引き続き告知・報告します。
- ・調査研究事業の結果報告をホームページからダウンロード公開し、行政施策の資料として提供します。
- ・福祉オンブズカフェや人権・福祉講座等参加が叶わなかった方向け、録画配信を正式に開始します(URLを知っている方みの限定公開)。
- ・前年度からの継続で、行政情報開示請求を行います。開示請求は行政監視のうえで有益な手段であり、法人がその運用に慣れていく事は今後の活動に役立つはずと考えます。

(5) 出版事業

- ・調査研究事業で得られた知見や結果をまとめた報告書を作成します。

・これまで実施した「福祉オンブズ相談員養成講座」などの活動内容をまとめた小冊子などの出版物の準備をはじめめるための環境整備を含め、その検討を継続します。

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

・上記(1)～(5)に関連する活動を、理事を中心に会員と協働しながら進めます。上記事業を運営するための補助金申請も行います。

神崎理事から2024年度予算(案)の説明がありました。コロナ禍から脱し、活動が大きくなるにつれて、当法人の収支バランスの見直しが迫られていることが明らかになりました。そこで、デジタル化の促進など紙媒体や郵送費の削減から試みたいとの提案がありました。これら説明に対し、評決書面および出席者の賛成により、承認されました。

3) 第5号議案「第6期理事・監事改選案」

藤井理事より上記改選案が示されました。満場一致で承認されました。

第6期役員(改選後)	第5期役員(改選前)
【理事】 呉 裕麻 神崎 希望 高崎 和美 猶原 眞弓 藤井 宏明 藤本 統久 増田 知代	【理事】 呉 裕麻 神崎 希望 高崎 和美 猶原 眞弓 藤井 宏明 藤本 統久
【監事】 今岡 清廣 加藤 聡	【監事】 今岡 清廣 梶原 行正

(敬称略)

2023年度の調査研究事業内容をもっと活用してほしいなど前向きな意見もいただくことができました。

皆様のご意見と応援によって、当法人は支えられております。この場をお借りし、感謝申し上げます。

文責：藤井宏明

『使わないと劣化する 情報公開条例』

光成 卓明さん（弁護士）

当法人では、福祉サービスにかかわる相談活動をきっかけに情報公開・行政不服審査請求を行っています。岡山市が介護サービス事業者にどのような指導を行っているのかを知る必要が生じ、相談者とともに情報公開請求をしましたが、ほぼ黒塗りの開示だったため行政不服審査をしている途中です。

そこで、今年の定時総会記念講演は、情報公開請求の第一人者であり、市民オンブズマンおかやまの代表である光成卓明（みつなりたかあき）弁護士をお招きし、情報公開の大切さを語っていただきました。以下、講演概要です。

ご紹介いただいた、光成と申します。2000年、平成8年に市民オンブズマンおかやまができました。市民オンブズマンおかやまは、私が仕掛けて作りまして、今代表をしております。

情報公開に関する経歴と申しますと、それより10年前くらい、いました。国の情報公開法ができる前から、そちらのほう、日弁連での研究を多少やっていたという経験がありまして、オンブズマン作りましてからは、使うほうもやっている。

実は両方やっている人はあまり多くない、岡山から西では、私くらいしかいないんじゃないかな。そこそこ情報公開に関しては詳しいほうでございます。

情報公開というのはそもそも何なんだということですが、これ大変いい制度です。一言で言いますと、お役所に、これこれの書類見せてくれと言ったら見せてもらえる、「見せてくれ」というのが権利ということになっているところがミソでして、断られると裁判できる。

で、お役所は、原則として、断れないことになっている。断れる場合は、これこれの場合しか断れませんというのが例示されてまして、断れる事例に当たりますということをお役所が証明

しないと、お役所が裁判に負ける。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（1999年）

（行政文書の開示義務）

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下、「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。（以下、不開示情報を列挙）

これ、画期的なことでありまして、この制度以前から弁護士やっておりますから、時々、お役所の書類、データを見たいということが起きてくる、昔はどうしたかということ、議員さんに頼んで取ってきてもらうというのがあったんですが、ところが、使えないんですなあ。なぜ使えないかということ、議員さん自身の欲求で取ろうとしてませんからごまかされるんですな。ほしいのはこれであってこれじゃないんですけどということがしょっちゅう起きるんです。あんまり言っていると議員さんの機嫌がだんだん悪くなってくる。

(情報公開法は)これが欲しいんですということ
で、資格も何にもいらなくていきなり要求でき、
しかも権利だ、ということで非常に画期的なもの
だったんです。

誰が最初に作ったかという例によってアメリ
カでございまして。これは戦後にできたんです
が、略称 FOIA、フリーダム・オブ・インフォー
メーション・アクト。1960年、それくらいにで
きているんじゃないかと思うんですよね。要す
るに、誰でも政府、州政府、お役所に請求でき
る、請求されたら出さなきゃいけない、しかも、
政権が、選挙のたびに、もっといいものをうち
の方が作るっていうわけで、こういう法律がで
きちゃったわけです。

日本で最初にできたのが、山形県金山町、二
番目が大阪府か大阪市だったかが作って、これ
も年忘れましたが、だんだん増えてきたところ
に、政府が今から20年ちょっとくらい前に、
「情報公開法」というものを作りまして、各自治
体はこれと同じようなものを作れということで、
しょうがないから、全国の自治体に作られたわ
けです。本音言われたら作りたくなかったのか
もしれませんが、国に言われたらしょうがない。
どこにも情報公開条例というのが今やあります。
ただ、誰がそれを使えるんだというのは結構地
域差がありまして、岡山県なんかは、法律とい
うか条例そのものは結構遅れている。どこが一
番違うかという、誰が請求できるかという点
が違う。どこが一番進んでいますかという、
沖縄県とか神奈川県とかは進んでまして、誰で
あってもできる。岡山県は8割がた、その自治
体に住んでないとできない。オンブズマンの名
前でも、私の名前でも、倉敷の情報公開はでき
ない。

ちなみに岡山県は県レベルでいうと、条例が
できたのが全国で一番遅かった。長野さんとい
う知事さんがいましたが、あの人が情報公開が

嫌いで、あの人が辞めて、いや、辞める前の置
き土産みたいな形で作ったんじゃないかな。
今は運用自体はそれほど悪くはありません。そ
れほど悪くない最大の原因というのは、自治体
の顧問やっている弁護士さんたちが割と常識人
が多くて、これは出さなきゃしょうがないでしょ
うと、意見を聞かれたら言う。ところがお役所
の悪い癖で、顧問弁護士がいても意見きかない
んですよ。だから決定はひどいのが出るだけ
で、裁判起こしたら、すいません出しますからっ
ていうのがちょいちょいあったりする。

で、呼ばれましたので、今まで何べん裁判やっ
たのか数えましたが、数えられるだけで14件
やってました。9件勝ってました。途中で都合
で取り下げたのが2件あって、負けたのは3件
でその中の1件は警察関係のやつで、こりゃ負
けるわなというもの。あと国の情報公開請求、
勝ち負け考えないでやって負け。勝つ気でやっ
たやつはほぼ全部勝っている。これは私に限っ
たことではありません。お役所相手の行政訴訟
は、非常に、全般的に言うと起こした方が負ける、
原告勝訴の確率は10パーセント行かないんで
すが、情報公開は最初から5割超えてる。行政
法の学会で、学者の先生方が頭をひねっている、
なんでこれに限って勝ってるんだろう、学者さ
んが現場知らないから。

理由は非常に単純でありまして、一つには、
情報公開の裁判というのは、こっちが欲しいも
のを要求して、出てきた決定の中で、特に気に
入らなくて、これなら勝てるんじゃないのとい
うものを起こす。つまり最初からこっちが主導
権持っていて、絶対に欲しくってというよりは、
やってみるか!でやってみてるから、もともと勝
ち筋のものが多いわけです。

お役所相手の裁判で一番多いのは、税金をた
くさん取られるのが気に入らんというものでし
て、税務署相手にやる裁判の場合で、追い込ま

れてからやってるし、それからもともとご本人が言っているのが無理なケースが多いんですよ。だから勝率が低い。情報公開請求の裁判で勝率が高いのは、元々勝てそうなやつを選んでやる裁判だから、当たり前といえば当たり前なんです。

もうひとつ、勝率が高くなる大きな原因がありまして、何かというと、お役所がアホな、出さないという拒絶をすることが大変に多い。実に多い。あまりにもアホな拒否をするものですから、怒って裁判すると、お役所がたいがい負ける。

これは一種の病気です。彼らは、とにかくお役所というのは、お役所の中にある情報というのを出したがらない。別に悪気があるわけじゃなくって出したがらない。

久米南町の例を書きました。建部だったか赤坂だったかもしれない。全然関係のない交通事故で、久米南町と私の依頼者と二人を相手に神戸で裁判起こされたことがありまして、私と久米南町の職員と久米南町の顧問の先生と一緒に新幹線で行くんです。その道中で、顧問の先生が職員の方に、情報公開条例を作る件で悩んでるんだろ、コイツに聞いてみろよ、と。でお聞きしてみると、これから情報公開条例を作らないといけないが、できるだけ情報を出さないで済むような条例はどうやって作ればいいですかと聞かれまして、いやそれは無理ですと答えました。

出ないようなやつを作るのは技術的にかなり無理がありますし、今までちよろちよろ私がやった経験の中では、町役場に、絶対に隠さないといけない情報なんかそもそもありませんよ、出せないと思っているのが、ある意味気のせいですよ、それはそうじゃないんですよ、と答えました。その人ね、悪気は全然ないんですけど、全部出すわけにはいかないですよという

先入観があるわけです。

とにかく隠したがる。誰が一番隠したがるかというと、その情報を現に握っている担当の人間が隠したがる。

役所全部が隠したがるわけではないんです。隠すわけにはいきませんよと言ってくれる人もいる、誰が言ってくれるかということ、情報公開の窓口の職員は結構そういうスタンスをとってくれる。そりゃまあ、しょっちゅう請求が来ますし、大体どこの部署がどういう情報持ってるか知ってるし、その部署通しますから、どういう請求が来てるか知ってるし、だいたい裁判で負けてるっていうその手の勉強もしてますし、そうすると、これは出すわけにはいかない担当が言ってきたときに、窓口の人は、いやあそれは無理ですよと言ってくれているようです。

ところが担当が出すのを嫌がる。窓口と担当の力関係の問題になってくるわけです。最初のうちは担当の言うことのほうが強いんです。つまり、絶対出すわけにはいかないと強く言われると、窓口は経験が浅いと、しょうがないですね、と「不開示」にするわけです。ところがそれで裁判して負けるということがある。そりゃ見たことか、私が言った通りでしょうということになる。窓口が経験を積んで強気になってくる。そうすると窓口の言うことを担当が聞き始めるんです。

アホな決定をした時に裁判が起きて役所が恥をかかないと、出さないという決定のほうがずっと続いてしまうんです。ですから使わないといけなく、使わないと役に立たないわけです。最初に条例ができた山形県金山町では、その後数十年間にわたって1件も請求がなかった。新しく就任した町長が、一番のトレンドだということで、業績を上げるために作った。しかし誰も使わない。今でも田舎の町に行くとそういうことがある。情報公開条例はあるが、条例自体

は20年前からあるんだけど、情報公開請求が出てきたのは町始まって以来のでき事であるという町、町村は、けっこうある。

これも私が経験したんですが、ある年、県内各地域の市以上について、とりあえず全部、これこれの情報公開請求をやってほしいというのが、全国オンブズマンから来た。岡山県13市ありました。住民がいなくてできないときは、住民の名前でやるしかないの、会員がおらん自治体はいくつかあったんです。新見市だけが、やってくれる人が見つからない。どうしても見つからないので、元社会党系の議員で引退した方、その方に頼んでみた、そしたら断られた。断った理由っていうのが、「今の市長は私が支持している市長である、この市長がやっている間に私が情報公開請求を出すと、私が反対派に回ったと考えられてしまうからできません」と言われた。田舎に行ってしまうと、そういうレベル。

アメリカは、この法律ができた途端に、全国規模の会社ができた。ありとあらゆるお役所、自治体に対して情報公開請求を、会社がするんです。そして手に入った情報を、ご注文に応じて、必要な人に切り売りする。断られたら裁判するんです。これもちょっとどうかしとるなと思うんですけど、それくらいやらないと本来あかんのかもしれない。裁判もバンバンやる。やると判例が蓄積して、どんどん出させられる範囲がひろくなっていく。

だから岡山市なんかも、はじめのころの情報公開請求で、一部出たんですが、請求した方が不服で異議申し立てが出て、審査会が出しなさいと言って、それでもまだ不服だから裁判して、裁判でお役所は負けた。このように、お役所側の常識をひっくり返さないと、出すようにはなっていない。しょっぱなから出すようには、なっていない。

出すようになったなと思って、岡山市の開示

レベル上がったね、って油断していると、また、しばらく開示請求しないでいると、元に戻る。オンブズマンでは、しばらく、特定の種類のもの以外、数年間、やらなくなっていた時期があったんです。たまたま国民健康保険ナンタラ組合、そこで経理不正があって岡山市の調査が入ったんです。調査結果を出せて開示請求を出したら、真っ黒けになって帰ってきた。こっちは全部開示になると思い込んでいるから、窓口で「ええー」と言ったら、窓口の方は「すみません、ご不服があらうと思いますから、どうぞ審査請求してください」、「いいえそんな面倒なことはしません、いきなり裁判します」と言ったら向こうの顔色がちょっと変わって。

お役所は配置転換があるから、ベテランになった人がいつまでも窓口にはいない、経験値の少ない人が窓口に座るようになる。書類を出したくない担当に強いことは言えなくなる、だから、出たくない担当の言うとおりに、また真っ黒けのやつが出てくる。一回よくなったらそれで大丈夫かというところでもない、いつもやってないとだんだん悪くなる。これが問題なんです。ですが、出るに決まっている、あるいは、出ないに決まっているのがいくらしょっちゅうあっても、開示度が上がらないんです。微妙なヤツでちょいちょい開示請求がないと、開示度が上がらない。上がったヤツがまた下がる。

岡山市、岡山県などは（出るか出ないか）微妙な請求の件数が少ないんです。なぜかという市民があんまり使わないです。弁護士が使わないです。もう一つは、いわゆる左翼系の人達が使わない。まあ普通の市民が使わないのは、しょうがないのかもしれない、こんなん趣味でもないとできませんからね。しかし左翼系の人が使わないのはちょっと問題かなど。要するに、情報公開っていうのは自分らのものではないと思っている、逆に、自分らにとっては不利なも

のだと思っている人が結構いる。

これも私が経験したんですが、岡山県で情報公開条例がいよいよできますっていうときに、高校の同級生で、県教組の津山の役員やってるやつから、「詳しいじゃろ、講演に来てくれ」と頼まれて、情報公開条例というのはかくかくしかじかなもんですよと話しました。質問の時間になりました。真っ先に出てきた質問というのは、日教組の県支部、県教組津山支部は、学校あるいは教育委員会との間でいろいろ取り決めやってるんですが、それが出ないようにする方法はありませんかという。それまで、その質問が出るまでは、僕は何のために呼ばれたんかよくわかってなかった。裏労使協定みたいなのが、津山は教組が強いから山ほどあったんですね、当時PTAがそれに文句つけていて、PTAと教組が喧嘩状態にあったんですね。それでPTAから開示請求が出たら困ると。

またんかい、と。「いやそういうもんじゃないんだから。できるものはできるんだし、出ちゃうものは出ちゃうんだし、逆にあなたらのほうが、これを使って学校の教組のほうにも出ていない情報をとるとか前向きな使い方しましょうよ」というと、全然釈然としない顔してました。いわゆる左翼系のリベラルな人が情報公開をするという習慣がない。

二つ目は、弁護士がこれを使わない。不思議なんだけど習慣がない。それで何か手に入るとは思っていない弁護士が多い。

浅田訴訟という裁判が何年か前にありまして、身体障害者が給付もらってますね、それが65歳になると介護保険が優先になり、1割負担になる、そこで介護保険の申請をせずに障害者制度のほうの申請をしたら、全面不支給決定が出た。裁判したら、勝った。リベラルな方の弁護団作ったんですが、ちょっと役所の中のこれ手に入れてみたいなあと思って情報公開請求し

ましたら、見事にいいものが手に入り、それが勝つ一つの原因となりました。ところが弁護士、なぜか請求しようと思いつかない。

別の裁判で、それよりちょっと前かな、後かな、香川県の高松で手話通訳を聴覚障害の方が東京の大学を受けようとした、それで、大学のオープンキャンパスに行きたいから、手話通訳をつけるように手配してくれと言ったら高松市が断ってきた、それも裁判になったんですが、その裁判の中で、高松市からこれこれしかじかのデータを手に入れたいなと思ってやってみたら、見事に出てきた。ところがそれもね、やっぱり思いつかないんですよ。お役所の中の細々なデータというものが裁判で役に立つということ、わかっていない。オンブズマンのようなことをやってないと気づかないのかもしれない。ですから弁護士のほうが自分の仕事、事件に役に立つと思って情報公開を使うという、請求する人が少ない。

お役所の情報を裁判の中で出させるために、別の制度を作ったりする。日弁連の行政法ワーキンググループは、行政訴訟法は10年前に制度改革があったんですが、わざわざ別の制度を作らせた。しかもものすごく使いづらいものを。最初から情報公開請求すればよいものを。使い勝手の悪いものをわざわざ作って。その方も情報公開条例使ったことがなかったに違いない。普段使わないから、微妙な請求がめったに出てこない。これが出てこないが開示度が上がらないのに、出てこないから。開示度が上がらない。

それとですね。もし、アホな決定をもらったかどうかという問題ですけど。これは不服申し立てというものができます、不服審査会というものがあまして、そこに審査してもらう方法があります、裁判をいきなりやっちゃうというのがあります。オンブズマンは不服申し立てをやったことがありません。岡山市で、最初に

一遍だけ、やりました。そのあとなんでやらなくなっただかという、「これは使えねえわ」と思ったからです。不服申し立てを出してから8か月くらいしてやっと弁明書が出てきた、申立の10か月かそれくらい後に審査会の決定が出たのですが、ろくでもない決定だった。お役所の言い分をそのまま取り上げたような。

なんでそんなに手間がかかるのかという、今はちょっとよく知らないんですが、当時は、前の不服審査が終わらないうちには次の審査には取り掛からないという姿勢だった。殴るぞこの野郎、てとこですわね！。なんでそんなことにしたのかはよくわからないけど、「うちはこうしています」といわれたら、手のつけようがない。

国の審査会も似たようなことしてまして。委員を15人しか選んでいない。3人で一組作りますから、5チームしかないです。「国の情報公開で、これだけしかない？パンクするよ？」と思ってたら、案の定パンクしかかっています。しかも国の場合は、例えば防衛庁なんか、不服審査会に、こういうのが出ましたって通知するのが1年か2年遅れるというのがある。

自治体の場合はさすがにそんなことはないけど、審査会が動かないということがあつた。最近では少しは動きがよくなったのかもしれないけどなあ。やってみないとわからないところがあります。全然したことがないから。裁判のほうがよっぽど早いというのがありました。昔、程度の低い拒否決定が出ていた時は。裁判を起したら、第1回の口頭弁論期日の前に開示することになりましたという決定が届いたのが、私3回か4回くらい経験ありました。裁判が出ましたというところで初めて顧問の先生のところに行くと相談に行くわけなんです。最近の県とか市の顧問の先生は常識人ですから、「負けますよこれは」と言われて、あらためて開示決定をするわけなんです。岡山の場合常識人多いですから、抵抗が少ない、出さな

いと言って頑張る場合でも、抵抗が少ない。

地域差がありまして、実にひどいところがあつまして、徳島県が一番ひどい。そもそもある書類を隠そうとする。嘘ばかり書く。隠そうとする。弁護士が行政の代弁ばかりする。ある意味もっとひどいのは国。鬼のように抵抗する。なんでこんなに抵抗するのか、相手をくたびれさせて裁判起こさないようにさせてるのかな、と思うくらい、役にも立たん書類を出してくる。国相手のは2件しかやってないけど、1件は勝ちましたけど、やるだけで消耗します。岡山県では、少なくとも、アホな抵抗、無理な抵抗はあんまりしません。淡々と裁判が進んでいきます。そこでオンブズマンはいきなり裁判するという方法を今までずっと使ってきました。しばらくほっといたら、真っ黒けで出てきた分もありましたが、裁判起こしたら、開示しますという決定がいきなり来ました。

最初の時、不服申し立てをしたらろくな決定が出てこなかったという話をしましたが、そうばかりとは限りません。時々、こっちがびっくりするくらい良い決定することもあります。玉野市で、新聞社の岡山支局の人が玉野市の何だったか忘れたが玉野市に情報公開請求をしました。玉野市の住民ではないんですが、新聞には玉野市のことも記事になるんだからということで、どう見ても無理だなどという理由をつけて。すると、関係が深いからという理由で、玉野市の審査会認めてしまった。おそらく、これ、玉野市の審査会には弁護士が入ってたんですが、顧問の先生入れるわけにはいかないの、玉野市出身のベテランの先生が入ってたんですが、「長い短い言わずに出してやったらいいじゃないか」って言ったんですね。

顧問弁護士が常識人だったから、審査会のメンバーになっていたから、発言力があつたから、まともに機能した。機能しない場合というのは、

そうとは限らないわけです。行政委員の女性の割合を増やさないといけないというのがあります。岡山市も岡山県もお役所がこだわりのない行政委員会の場合、弁護士会に、必ず女性を出してくれと注文を出してくる。女性弁護士そんなにいませんから、若いあまり経験のない、10年以内くらいの先生を推薦することになる。そうすると一人だけすごく若いわけです。情報公開について特に知識があるわけではない、そうすると、年寄りの委員が、ガーガー言うて負けるんですよ。

二つ目、学者の先生が頼りになるとは限りません。審査会には学者の先生が入ってるんです。たいがい岡山大学から学者の行政法、憲法の先生が入っている。(審査会が)できたての時は、そっち系の先生を避けていた。そっち系の先生を入れると、出せという方向になるから、刑法とか、民事訴訟法とかの全然関係のない先生を入れていた。はっきり言ってそっち系の先生は役に立たなかった。

というわけで審査会は役に立つのか立たないのか、そのとき使ってみないとわかりません。もう一つ私が審査会嫌いな理由がありまして。どんなふうに進んでいるのか、まったくわかりません。弁明書が出て反論書が再弁明書が出て、再反論書が出てやってる作業は裁判と変わらないんですが、裁判なら裁判官の顔色を見ながらというのができるんですが、委員会でどんな話をしているのか、全くブラックボックスですから、勝ちつつあるのか負けつつあるのかがまるで分からない。だから個人的にはあまり好きじゃないんです。まあやってみるのはアリです。裁判ほどがちがち激しくならない傾向もありますし。

審査会のいいところは、「その書類見せてくれ、見せてみる」といえるところですね。インカメラって言いましてね、審査会になら、見せてみると言われると、見せてくれる。裁判所はでき

ない。アメリカの裁判所はやってるんですが、日本の裁判所はやりたがらない。「見せてみる」って言えるのは、審査会のいいところですよ。

まあ、要するに、情報公開は大体においてそういう状態です。話は単純で、とても良い制度なんですけど、使わないと、良くならない。ちゃんと磨いてやらないと。学校の昔の木の廊下と一緒にですね。毎日ぬか袋で磨いてるとつるつるに光るんだけど、手入れしていないととげが立つかもしれない。

裁判とか不服申し立ては、行政がアホな決定出す場合が多いですから、遠慮なしにばんばんやらないと、アホな決定が出てしまうとそれが前例になってしまうから、使わないととにかくどうしようもない。岡山県内の場合だと不服申し立てでも裁判でもそんなに負担の大きいものではないし、ものによっては勝っちゃうことだってあるんだから、どんどんやったほうがよいのです。

あとは皆さん方から、これどうなんですかとお尋ねいただいたほうがよいかもしれないので、話自体はこれで終わっておきます。

このあと、質疑応答の時間がとられ、活発な議論も行われました。

現在(2024年8月時点)、当法人も行政情報開示とそれに伴う行政不服審査手続きをしています。そこで気づいたことですが、基本的に行政側は開示に応じない姿勢をとるのは「開示しないことが正しいことにつながる」と信じていると思われることです。

行政と積極的にコミュニケーションを取らないと、行政も市民も劣化してしまう。そのコミュニケーション手段として、情報公開条例はもっとも身近な仕組みです。

この講演記録を読まれた皆さんにお願いします。ぜひ、行政情報に関心を抱き、自ら働きかける行動をしてみてください。

【報告】福祉について語ろう！完全オンライン福祉オンブズカフェ開催中

完全オンライン方式の福祉オンブズカフェも 18 回を数えました。今年度から年 3 回開催しています。年末には第 18 回福祉オンブズカフェを予定にしています。今回は、第 16 回、第 17 回福祉オンブズカフェの話題を振り返ってみます。

○第 16 回テーマ 「障害があっても働ける社会とはあじさい問題の取材から」

開催日：2024 年 4 月 20 日（土）

話題提供者：久万真毅さん（山陽新聞 記者）

就労継続支援事業所 A 型（以下、A 型事業所と表記）で大量解雇事案が生じたいわゆる「あじさい問題」について、改めて考える機会としてこのテーマを設定しました。

働いて生活の糧を得ること、働いて役割を持つこと、働いて自分に自信を持つことは障害の有無に限らず誰にとっても嬉しいことでしょう。働く場や機会が唐突に奪われたこの「あじさい問題」は、障害のある人が安心して働くことができる社会を作るうえで忘れてはならない出来事です。久万さんは「あじさい問題」を取材していく中で、行政が作った（障害者就労継続支援事業所 A 型、B 型のような）障害者就労の仕組みには悪用されかねない抜け道があったこと、それを使って実際に経営者側に利益が回るに運用があった事例の説明がありました。そして、久万さんからこのような出来事は 2017 年当時にとどまらず、現在も起きつつあるとの発言がありました。それが、2024 年度の障害者福祉サービスの報酬改定による全国の障害者福祉サービスへの影響です。

A 型事業所のように利用者に最低賃金を保証しないとイケない事業所は、今回の報酬改定によって厳しい立場に立たされました。共同通信の全国自治体調査によれば、全国の A 型事業所を中心に閉鎖が相次ぎ、5000 人近い人たちが解雇や退職を余儀なくされる事態が生じているとの報道が今年 8 月に流れました。

閉鎖に追い込まれた事業所が皆、あじさいグループと同じことをしていたわけではありません。最低賃金を保証するために収益を上げることはとても困難なことです。ですが、今回の厚生労働省の動きは、収益が上がらない事業所を淘汰する意味があるように思われます。それが、今回の報道にあるような大量解雇や退職を生じさせています。悲しいですが、歴史がまた繰り返されています。障害者が安心して働ける社会とは、どんな社会なのか？これからも考え続けたいとイケないことを、久万さんの話題提供からより理解することができました。

（文章：理事 藤井 宏明）

○第 17 回テーマ 「「親亡き後」だけでなく「親あるうち」のことも考えようー障害のある当事者を守る「人、お金、居場所」に見通しをもつー」

開催日 2024 年 8 月 17 日（土）

話題提供：大澤公一郎さん（弁護士法人岡山パブリック法律事務所と障がいのある本人・家族をつなぐ友の会 代表）

大澤さんは、障害のある息子さんを筆頭に5人の子の父として、学童保育の保護者会長や、親の会活動にかかわる中で、障害のある子どもの親亡き後の安心安全な生活のカギとなるのは「人」「お金」「場所」であると考え、親が動ける元気なうちに、安心できる専門家（岡山パブリック法律事務所）とつながっておく仕組みを考え、2022年4月に「パブリック友の会」を設立しました。2024年8月現在、会員世帯数は97世帯に達しています。年2回、春には、総会と会員交流会及びなんでも福祉相談会を、秋には学習会となんでも福祉相談会を開催し、その内容をニュースレターにし、次回案内とともに会員に案内しています。今まで行った勉強会は、成年後見制度の話、住まい（一人暮らし、グループホーム、入所施設など）の話、障害年金の話など、まさに親亡き後に準備しておきたいテーマばかり。それらのテーマを、ニーズや年齢、障害種別の近い人同士が同じグループで専門家を囲んで話し合うことができ、毎回非常に盛り上がっています。

18歳で高校や特別支援学校を卒業すると、学校とのつながりが切れ、事業所等日中活動の場と家の往復になってしまい、親同士のつながりや、ましてや専門家にどうつながってよいのか、手がかかりもつかめない親が多いと思います。親も50代になると、自身の老い、親の介護、きょうだいも就職や結婚など様々なライフイベントがふりかかってくる、つい目の前の事柄に追われがちで、親亡き後のことは気になりつつも後回しにしがちなところ、「パブリック友の会」に入っていれば、学習や人とのつながりを確保しつつ、安心して年を重ねていくことができると思いました。

かかりつけ医や、保険のような仕組みと言ったらわかりやすいかもしれません。元気なうちから将来に備え、安心を準備していくものです。きょうだい児にとっても、親が元気な間に、このような専門家とつながっていることは、障害のあるきょうだいの将来を託される負担が軽減され、安心材料になると思えます。障害のある子を含めた家族丸ごと、世帯全部が加入する形に特色があるように思います。

思いついたとしても、それを実行、継続していくことは大変難しい中、大澤さんの考えや熱意に動かされた専門家が動いて、できた仕組みであり、素晴らしい取り組みだと思いました。

（文章：理事 増田知代）

今年度の福祉オンブズカフェは、次回（第18回）で終了となります。

第19回は、2025年4月予定です。

第18回 12月21日（土）10時から11時30分まで

テーマ：「グレードアップするひとり親家庭支援—新たな先を見据えて—」

話題提供：景山敦子さん（一般社団法人岡山市ひとり親家庭福祉会会長）

※ Zoom によるオンライン開催です。

ご不明の点は、法人事務局までお問い合わせください。

リレーコラム 第31回

今回は、歯科医師の仕事の続けながら障がいのある息子さんを大切に育ててこられた西川真理子さんにお願ひしました。今、心にあることは、親がどうなっても本人が安心してのびのび楽しく生きていけるようにするために、何ができるか。「親なきあと」への西川さんの思いをぜひお読みください。

「親なきあと」をふまえた親の終活

西川 真理子（歯科医師）

今回、子どもの保育園時代からのママ友である高崎和美さんの紹介で、リレーコラムに執筆の機会を頂きました。

私には重度知的障がいのある30代の息子がいます。生後16日目にダウン症の告知を受け、受容できないまま障がいのある子の親がスタートしました。

小中学校は普通学級を選択しました。身辺自立のトレーニングや学習支援の中心は親でした。子どもの人生を豊かにするため、生涯にわたる趣味を持たせようと色々な活動に参加し経験を増やし、本人が選択できる機会を作りました。目の前のことをこなすのに精一杯でした。夫は、子どもより先に親が疲れて倒れては元も子もないとよく言っていました。子どもが高等部を卒業し、生活環境をある程度見通せる時期になるまで、長期的な視点に立ち「親なきあと」のこと、すなわち親の判断能力が低下した後や親が亡くなった後のことを検討する余裕はありませんでした。考えることはあっても、子どもはまだ若い、まだ先のことと先延ばしにしていたのです。息子は、現在A型事業所に就労し、平日は

グループホームで生活し、休日は自宅に帰り趣味を楽しんでいます。30代という年齢や体力を考慮すると、今の生活がいつまで継続できるかは疑問ですが、とりあえず生活環境を整えることはできたと思っています。

気がつけば親は高齢期を迎え、終活を実行する時になりました。障がいのある子の親には、それなりの終活があるはずですが、親の判断能力が低下する前に、体力も気力もあるうちに「親なきあと」の対策を行う必要があります。親が同時に亡くなることも想定しなければなりません。親族に負担をかけることは避け、親二人で完結することを目標にしています。

「親なきあと」に関する書籍を読み、セミナーに参加して情報を収集しています。情報が増えると焦りも覚えますが、実行可能なことから取り組むしかありません。親と子のマネープランニング、親自身の住居のサイズダウン、子どもに不動産を引き継がせないための「とりあえず遺言」を作成しました。子どもの支援に必要な情報を残す準備も進めています。親自身の認知症対策として任意後見や

見守り契約、死後事務委任契約等も検討しなければなりません。準備すべき事柄が山積みです。最終的な遺言書の作成も必要です。

障がいのある子の「親なきあと」の不安を僅かでも解消できるよう、親の終活を粛々と進めていきたいと考えています。その過程で子どもの後見人の候補を探ることができたら言うことはありません。理想は、知的障がいのある人の特性を理解し「親なきあと」の問題にも寄り添って頂ける、財産管理だけでなく福祉にもたけた専門家です。

現在、成年後見制度の見直しが議論され、2026年度までに民法などの関連法の改正を目指す旨の報道がありました。スポット利用が可能になると聞きます。報酬面ではメリックが大きい反面、利用しない期間の財産管理

や身上保護は誰に託せばよいのでしょうか。成年後見制度の利用前、利用後も継続して支援する仕組みの充実が求められます。新しい成年後見制度のスタートには、期待も不安も多々あります。成年後見人のみならず、福祉サービスの利用やインフォーマルなサービスなども視野に入れ、知的障がいのある人の人生を複数で支えるチーム作りがますます必要になると思います。親にとっても、障がいのある本人にとっても、「親なきあと」を憂いなく暮らせる制度に変わることを望みます。

親も子も、「親なきあと」の不安を可能な限り軽減し、今を生きたいものです。わが子には、いつまでもダンスやドラム演奏を楽しんで、笑顔あふれる人生を送ってくれることを願っています。

持続可能な福祉オンブズおかやまを目指して IT デジタル化を検討中

会員の皆様には、当法人の活動を会費で支えていただき、まことにありがとうございます。オンブズマン活動の大きな柱の一つが情報発信であり、私たちの活動を知っていただくために、年3回の「会報」発行を続けてまいりました。

しかしながら、原稿作成だけでなく、印刷と発送作業は、役員にとっても負担が大きく、金銭的にも負担がかかっております。そんな中、昨今の物価高があり、さらにこの秋からは郵便料金の値上げも予告されています。

そこで、役員会では、現在すべて紙で行っている、会報の作成と送付、総会資料および書面表決書の送付および返送の受け取りについて、IT デジタル化、すなわちメールなどの電子的な手段を使って、迅速かつ安価に行なうのがよいのではないかとの意見が強くなってきています。これにより、会報の発行回数を減らしたり会費を値上げするのではなく、持続しやすくなると考えられます。

会員の皆様におかれましては、事務作業の軽減および財政負担の軽減のため、デジタル化にご協力いただけますと大変助かります。しかし、メールを使えない、使いたくない会員もおられるはずですので、そのような方のご意向も尊重しながら何をどこまでどう進めるのか検討中です。

本年度中には具体的に決めるため、会員へのアンケートを準備中です。オンブズの活動を続けていくために、ご意見がありましたら、ぜひお知らせください。 (文責 高崎和美)